

生活習慣病予防健診の受診手続き変更に関する件

標記の件、生活習慣病予防健診の受診手続きに関しまして、下記の通り、当組合への事前申請を廃止し、健診実施後に報告を受ける形に変更しますので、今後の手続きに関し、ご留意頂きたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更理由

生活習慣病予防健診は健診費用補助の観点から重複受診を避けるため、当組合へ受診の事前申請および受診承認を必要としてきました。

しかしながら、本健診は安衛法の法定健診を兼ねていることから、適用事業所の責任において、健診機関へ受診手配並びに受診管理を実施して頂いています。

従って、今後も引き続き適用事業所の責任において、健診機関へ受診手配並びに受診管理を実施して頂き、その実施状況を当健保に報告頂くことで、受診に関する健保への事前申請や変更申請・連絡等の手続きを廃止致します。

なお、人間ドックおよびミニドックの手続きは、従来通り、委託機関を通しての受診申請となります。

2. 生活習慣病予防健診の具体的な実施方法

1) 健診実施機関へ受診の手配（日時、受診者の連絡および変更手配）

2) 健診の実施

※ 本人確認のため、受診時には必ず、健康保険被保険者証を持参・提示することを受診対象者に周知ください。

3) 「生活習慣病予防健診実施報告書」を健保に提出（報告書様式はホームページに掲載）

※ 契約機関以外で受診し健診料を立て替えた場合は、従来通り「健診（検査）補助金申請書（個人立替用）」にて補助金を申請してください。

3. 実施時期

令和2年1月から（従来のシステムは閉鎖します）

※ 誠に恐縮ですが、現在、事前申請・承認が終わっている案件も、令和2年1月健診分から「生活習慣病予防健診実施報告書」にて健保宛、ご報告ください。

以上